

## 資料 8. 平成 28 年鳥取県中部地震における文化財被害と対応

平成 28 年 10 月 21 日に発生した最大震度 6 弱の鳥取県中部地震では、中部の市町の建物を中心に大きな被害が生じた。

本県は同日、県災害対策本部（本部長：知事）を立ち上げ、他府県等からの様々な応援も得て、被災市町の応急対策等の支援に当たったが、文化財課も職員が被災翌日より被災市町におもむくとともに、関係機関等と連携し、文化財被害状況の把握や今後の対応策について検討を行った。

### 1 地震の概要

- (1) 発生日時：平成 28 年 10 月 21 日（金）14 時 07 分
- (2) 震源：鳥取県中部（N35 度 22.8 分、E133 度 51.3 分）  
マグニチュード：6.6（暫定値）、震源の深さ：11km（暫定値）
- (3) 各地の震度（鳥取県関係）
  - 震度 6 弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町
  - 震度 5 強 鳥取市、三朝町
  - 震度 5 弱 琴浦町、日吉津村
  - 震度 4 智頭町、八頭町、米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
  - 震度 3 岩美町、若桜町

### 2 被害の概況

- (1) 人的被害 重軽傷者 25 名（重傷 8 名、軽傷 17 名）※死者はなし。
- (2) 住家被害 計 15,408 棟（全壊 18 棟、半壊 312 棟、一部破損 15,078 棟）
- (3) 非住家被害 計 316 棟（全壊 106 棟、半壊 210 棟）
- (4) 農林水産業施設被害 1,374,430 千円 公共土木施設被害 2,228,700 千円 等
- (5) 避難所の開設状況 最大 51 箇所（2 市 5 町 10 月 22 日 16 時）
- (6) 住民避難の状況 最大 2,980 名（6 市町 10 月 21 日 21 時）  
現在は車中避難なし、福祉避難所への避難なし。
- (7) 文化財の被害状況 9 市町 48 箇所
  - 国指定：重要文化財 9、史跡 7、名勝 1、天然記念物 1
  - 国選定：伝統的建造物群 1
  - 県指定：保護文化財 11、史跡 1、名勝 1
  - 国登録：文化財（建造物） 11、有形民俗文化財 1
  - 市町指定：文化財 2、史跡 2

市町村	被害物件	被害状況
鳥取市	国史跡 鳥取藩主池田家墓所	燈籠一基笠部ずれ、墓石 1 基倒壊、墓石 1 基損傷
米子市	国重文 後藤家住宅	土壁のヒビ等
倉吉市	国選定 打吹玉川伝統的建造物群保存地区	土蔵白壁崩落等
	国登録 倉吉市役所本庁舎	入口階段被害。ガラス等破損。
	県保護文 不入岡の石仏	1 体被害
	県保護文 桑田家住宅	煙突崩落
	県保護文 高田家住宅	被害
	県保護文 永昌寺十三重塔	損壊
	国重文 子持壺形須恵器、脚付子持壺形須恵器	1 点破損（倉吉博物館所蔵）
国史跡 伯耆国分寺跡	塔基檀緑石のずれ等	

	国史跡 法華寺畑遺跡	復元門の柱ずれ等
	国天記 波波伎神社社叢	樹木枝折れ被害
	国登録 飛龍閣	瓦落下、壁崩落
	県名勝・国登録名勝 小川氏庭園	燈籠転倒被害
	国史跡 大原廃寺塔跡	塔心礎のずれ
	国登録 大社湯	浴槽タイル落下ほか被害
	国登録有民 鳥取の二十世紀梨栽培用具	防虫剤を入れるための甕把手破損
	県史跡 大日寺古墓群	石塔が複数倒壊
	県保護文 埴輪鹿	右後脚破損
	県保護文 袈裟褌文銅鐸	1号鐸破損
	県保護文 阿弥大寺弥生墳丘墓群出土遺物一括	土器5個破損
	県保護文 不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物一括	土器1個破損
	国史跡 三明寺古墳	壁石材剥離等
	国登録 山陰民具店舗兼主屋	瓦ズレ
	国登録 旧倉吉町水源地ポンプ室他1棟	量水室外壁コンクリート剥離
	国登録 矢城家住宅主屋	瓦ズレ等
	県保護文 長谷寺本堂及び仁王門	本堂外壁板壁破損
	県保護文 木造狛犬	転倒により卍形の右足破損
	市文化財 永昌寺石造宝塔	笠転落ほか被害
	市文化財 旧牧田家住宅（主屋・附属屋）	内壁落下ほか被害
	市史跡 倉吉荒尾家墓所附位牌群	墓石の転倒ほか被害
三朝町	国重文 三仏寺文殊堂	柱2本が岩から浮いている。文殊堂が乗る岩に幅10cmのクラック4本を確認。
	国登録 旅館大橋	瓦数枚落下
	国登録 南苑寺	本堂柱2本浮き、基礎亀裂等
湯梨浜町	国重文 尾崎家住宅、国名勝 尾崎氏庭園	蔵等の壁等落下箇所多数、庭石・燈籠転倒数件あり
	国重文 長瀬高浜遺跡出土埴輪	収蔵庫内の埴輪2体が転倒破損
	県保護文 橋津藩倉	壁に一部ひび割れ
	国登録 安楽寺	経堂壁落下、燈籠1基倒壊、石垣崩落
	国史跡 北山古墳	後円部墳頂部にひび割れ
北栄町	国重文 木造千手観音立像、木造十一面観音立像	仏像の傷被害
	町史跡 豊田邸跡	灯籠、庭石の転倒
琴浦町	国登録 転法輪寺本堂	礎石から柱ズレなど
大山町	国重文 銅造観世音菩薩立像	大山寺宝物館霊宝閣に所蔵・保管展示している仏像のうち1体が転倒した際に頸部を破損
	国史跡内 大神山神社	石垣崩落
	国重文 大神山神社奥宮、末社下山神社	基礎部分にずれ
	国重文 木造阿弥陀如来及び両脇侍像	台座ずれ
	国史跡 大山寺旧境内	数カ所で石垣及び燈籠等崩落等
江府町	国登録 旧江尾発電所本館	建物の内壁落下

### 3 被災後の対応

#### (1) 被災直後における被災市町の対応状況

- ・倉吉市は文化財専門職員が6名いるほか、倉吉博物館学芸員も3名おり、避難所支援をする傍ら、文化財被害状況確認に独自に入り出す。
- ・湯梨浜町は文化財担当職員が1名のみ（事務職員）であるが、積極的に文化財所有者に対し電話等で被害確認を実施し、国・県指定文化財についてはある程度状況把握。
- ・北栄町は文化財専門職員が病気休暇中であり、避難所等支援に他職員が当たっていたため、文化財被害確認はできず。
- ・三朝町は文化財担当職員2名（いずれも事務職員）が避難所支援等と並行して状況確認をすすめる。

#### (2) 県文化財課の対応

##### ○被災市町への支援

- ・10月22日より倉吉市・三朝町担当者と各文化財被害状況確認に同行。湯梨浜町は24日より。北栄町は文化財課職員のみで確認。

##### ○他機関との連携等

- ・文化庁伝統文化課に対し、被害状況を毎日報告。あわせて各部門担当調査官と調整。

10月26日（水）参事官（建造物担当）伝統的建造物部門による重要伝統的建造物群保存地区「倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区」（倉吉市）を皮切りに、11月末までには関係各部門調査官等による現状確認等を実施

- ・建造物ヘリテージマネージャー（HM）の受入れ

鳥取県HMを中心に兵庫・岡山・徳島・京都各府県のHMが参加し、11月12・13、19・20日の4日間で重伝建・倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区を中心に被害状況調査を実施（2～4名を1班とし7班を編成）

- ・県関係機関との連携

11月1日（火）中部地震被災資料・文書の保全等に関する打合会を開催

参加機関：県立博物館、県立公文書館、鳥取県史編さん室、県立図書館、県埋蔵文化財センター

一、県政策法務課、県文化財課

<被災市町村に対応する県窓口について>

- ①図書館は、独自に市町村図書館等と連絡。
- ②公文書館、県史編さん室、博物館、埋文センターについては、文化財課が市町村との連絡窓口となり、情報を共有化する。

<被災資料の保全・救出等>

- ①指定文化財・出土品は、文化財課、埋文センターが状況把握をしていき、その後の対応についても検討
- ②それ以外の、公文書・古文書、歴史・民俗資料は、博物館が手順（案）を作成して公文書館と協議の上実践していく。
- ③史跡・埋蔵文化財関係は県埋文センターに協力依頼し、被害状況調査を実施

### 4 その後の対応等について

#### (1) 復旧・復興に係る財政支援について

- ・平成28年10月専決予算要求 15,000千円

地震により、甚大な被害を受けた国・県指定文化財の所有者に対し、緊急に保存修理する事業に対して支援を行い、文化財の保全を推進。

- ・その他、指定文化財については事業予定を所有者等と調整しながら、速やかに復旧事業を実施

(2) 市町村に対して

- ・市町指定文化財の被害状況確認を県埋文センター等と実施。
- ・鳥取県文化財保護行政担当者会議（平成 29 年 2 月 6 日開催）において、鳥取県中部地震における被災市町の対応に関する報告、および各市町村における取組み等について情報・意見交換を実施

(3) 支援体制等について

- ・平成 29 年 9 月 5 日付「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」の策定
- ・鳥取県ミュージアムネットワーク（県内博物館・資料館関連施設約 50 施設が加盟）による「災害時における博物館等の救援活動実施要綱」策定に向けた

## 資料9. 文化財関係防災計画等

### < I > 災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画

#### 1 目的

この計画（以下「本計画」という。）は、市町村や個人等（以下「市町村等」という。）が所蔵する文書等歴史的に重要な資料（以下「資料」という。）が、災害等により滅失・破損のおそれがあるときは、公文書館、文化財課、図書館、博物館及び埋蔵文化財センター（以下「県関係機関」という。）と市町村等並びに鳥取地域史研究会、山陰歴史資料ネットワーク等関係団体（以下「関係団体」という。）が連携・協力して適切な措置を講じ、市町村等の資料の救出、整理・保存（以下「支援」という。）を行うことを目的とする。

#### 2 対象とする事態

本計画で対象とする事態は、次の場合とする。

- (1) 災害（風水害、震災、火災）等が発生し、市町村等から県関係機関へ資料救済の支援要請があった場合又は県関係機関のいずれかが支援の必要があると判断した場合。
- (2) 災害等が発生し、県関係機関の資料の滅失・破損が懸念され、県関係機関から市町村へ支援要請があった場合。

#### 3 災害時の対策

##### (1) 災害発生直後～情報収集～

県関係機関は、報道機関、インターネット、電話、FAX等で情報を収集し、庁内LANの「被災資料・文書の保全等情報共有電子会議室」（以下「電子会議室」という。）等を使用して相互に情報を共有するとともに、市町村等からの支援要請の受入態勢をとり、関係団体や報道機関等の協力を得て、被災地域・施設へ資料の滅失・破損を防止するよう働きかける。（被災地の市町村が主体的に働きかけを行うことも含む。）

##### (2) 市町村等からの支援要請直後～調査～

被災した市町村等から電話、FAX、メール等で被害情報を収集し、被災地までの交通が確保され、かつ二次被害の恐れがないと判断された後、県関係機関（被災状況によっては関連の深い機関）が被災地へ出かけて被災状況を調査し、電子会議室等で情報共有し、当該情報を踏まえた連絡会議によって支援方針を決定する。

県関係機関が被災し市町村へ支援要請したときは、支援要請を受けた市町村が県関係機関の対応に準じて実施する。

##### (3) 支援活動の実施～技術的助言・支援等～

県関係機関は、上記（2）で決定した支援方針に基づき、連携又は分担して、資料の滅失・破損を防止するための技術的助言・支援〔別表1〕や保管場所の確保、応急措置用資器材の提供を行う。

なお、被災地での保管場所の確保が困難な場合に備え、資料の緊急避難先とする県施設、周辺市町村施設等の「資料の緊急避難先施設一覧」を事前に準備する。

##### (4) 支援活動終息後の対応～資料の整理・保存～

応急措置や緊急避難等をした資料の整理・保管は、被災市町村等、県関係機関及び関係団体、専門家、ボランティア等が連携して行うこととする。

なお、被災地の受入態勢が整った後には、資料は市町村等に返却するが、県にとっても極めて重要な資料で、市町村等に保存の意思がない又は保存できる場所がなく、市町村等の了解が得られたものは、県関係機関が寄贈・寄託を受け、必要に応じて目録作成、修復を行う。

#### 4 支援要請先・方法

- (1) 市町村から県関係機関への支援要請先は、原則〔別表2〕のとおりとする。なお、個人等からは、いずれの県関係機関でも支援要請を受けることとする。  
博物館は、関係団体との情報共有と連携を図り、電子会議室で他の県関係機関と情報を共有する。
- (2) 県関係機関から市町村への支援要請は、〔別表3〕のとおりとする。

#### 5 平時の対応

##### (1) 支援活動体制の整備

県関係機関は、毎年度、上記3の支援活動を行う県関係機関及び担当職員名簿（緊急連絡網を兼ねる。）を作成して電子会議室で共有するとともに、他都道府県における支援活動の最新情報の共有、本計画の改定等の協議を目的とした連絡会議を1回以上開催する。

##### (2) 被災した資料の緊急避難先のリスト整備

上記3の(3)により、被災地での保管場所の確保が困難な場合に備え、県関係機関及び市町村が協力して、毎年度「資料の緊急避難先施設一覧」を作成し、県関係機関及び市町村で情報共有する。

##### (3) 支援活動の対象となる資料一覧等の整備

県関係機関や市町村は、支援活動が円滑に行われるよう、支援の対象となりうる資料の一覧表等を整備し、その情報を共有する。

##### (4) 震災被害の軽減措置等及び支援活動物品の整備

資料を所有する県関係機関及び市町村は、震災発生時の被害を最小限に食い止め、又は支援活動を円滑に開始できるよう、平時においてできる限り〔別表4〕に掲げる整備に努める。

#### 6 その他

- (1) 連絡会議は、公文書館長が招集する。
- (2) 本計画は、平成29年9月5日から実施する。

## < II > 災害発生時における博物館資料の救援活動等実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、県内で被災施設が発生した場合、これに対して鳥取県ミュージアム・ネットワーク（以下「T.M.N.」という。）の加盟館（以下単に「加盟館」という。）がそれぞれの特性に応じて適切な役割分担の下に効果的な救援活動を迅速に行うことができるよう必要な事項を定め、もって被災施設の機能回復と貴重な資料の修復・保全を速やかに実現することを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 被災施設 災害により被害を受け、単独では保管していた貴重な学術・文化資料を適切に修復・保全し、又は学術・文化の振興上重要な施設機能を速やかに回復することが困難な状況に陥った博物館、美術館その他の施設をいう。
- (2) 救援活動 被災施設が保管していた貴重な学術・文化資料を修復・保全し、又は学術・文化の振興上重要な当該施設の機能を回復する活動をいう。

#### (救援)

第3条 別表1に掲げる加盟館(以下「救援館」という。)は、自らが被災施設となった場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、この要綱に定めるところにより、次に掲げる被災施設に対して救援活動を行うものとする。

##### (1) 加盟館

(2) 加盟館以外の博物館等のうち、T.M.N.の会長(以下単に「会長」という。)が被災施設であると認めたもの

## 第2章 平時における取組

(救援活動等の体制整備)

第4条 救援館は、平時から鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課・とっとり弥生の王国推進課、鳥取県立公文書館その他の関係機関・団体と調整し、それらの救援計画等との整合を図りつつ、救援活動の実施体制を整備しておくものとする。

2 災害時の救援活動に関し救援館の間の連絡調整等を行う体制は、会長が別に定め、各加盟館に通知しておくものとする。

(防災対策)

第5条 加盟館は、平時から別表第2に掲げる防災対策を実施するとともに、定期的に防災訓練を実施し、災害による被害を最小限に抑えるよう努めるものとする。

2 加盟館は、自らが被災施設となった場合に、円滑に救援活動を受け入れることができるよう、救援活動の対象となる博物館資料の目録等を最新の状態に整えるとともに、災害時の事業継続計画を策定し、救援活動によって回復すべき機能を明確にしておくものとする。

## 第3章 救援活動

(活動内容)

第6条 救援活動としては、次に掲げる活動及びそれらに付帯する活動を行う。

(1) 救援活動を効果的・効率的に行うために必要な情報の提供(応急措置の方法や修復技術者に関する情報など)

(2) 学術・文化資料を修復・保全し、又は施設機能を回復するために必要な資材の提供

(3) 学術・文化資料を修復・保全し、又は施設機能を回復するために必要な作業の代行

(4) 学術・文化資料を緊急避難的に保管する場所の提供、及び当該場所への搬出と輸送

(5) その他被災施設から要請された活動のうち、会長が必要と認めるもの

2 救援館による救援活動の実施期間は、災害発生後3か月間を目処とし、これを大きく超えて実施する場合には、T.M.N.の理事会の承認を得るものとする。

(実施方法)

第7条 救援活動は、被災施設から会長への救援要請に基づいて実施する(会長は被災施設に救援要請の可否を確認する)。

2 会長は、前項の救援要請があったとき、又は救援依頼をしようとするときは、関係する救援館及び被災施設と協議して救援活動の具体的な内容を定め、救援館及び被災施設に通知する。

3 加盟館は、会長が求めたときは、近隣の被災施設の状況等を速やかに会長に報告するものとする。この場合、会長は報告された情報を必要に応じて救援館等に通知する。

4 救援館が所属職員を救援活動に派遣する場合は、救援館の職務(出張)として命じ、職務専念免除又は休暇による救援活動は、原則として認めないものとする。

5 前条に基づく救援活動に要した旅費・燃料費などの経費や資材等(以下「経費等」という。)は、原則として被災施設が負担する。ただし、被災施設が直ちに経費等を支弁するいとまがない、又は被災施設から救援館に対して経費等支弁猶予等の依頼があった場合は、次条の規定に基づき処理する。

6 救援館は、救援活動を実施したときは、その実施状況を適宜取りまとめて会長に報告するものとする。

(活動の終了)

第8条 救援館は、救援活動を終了する目処が立ったときは、次の事項について被災施設と協議して対処方針を決定するものとする。この場合、当該方針を最終的に決定する前に、会長に協議するものと

する。

- (1) 救援館が救援活動を実施するために負担した費用の弁済
- (2) 救援館が緊急避難的に保管した資料の返還
- (3) 早期の修復が必要だが、当面修復できる見込みがない被災施設の資料保管
- (4) 救援館から提供された余剰資材の返還
- (5) その他被災施設の早期機能回復のために必要な事項

2 救援館は、救援活動を終了したときは、その旨を会長に報告するものとする。

#### 第4章 雑則

第9条 この要綱を実施するために必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

### <Ⅲ>中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画（平成25年12月27日各県申し合わせ）

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」は全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下「全文協」という。）中国四国ブロック課長部会において、申し合わせたものである。

#### 1 計画の目的

この計画は、中国・四国地方において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下、「災害等」という。）において、中国・四国地方の9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日締結・以下、「災害支援協定」という。）に沿って、主として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定する文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とする。

#### 2 基本的な事項

##### (1) 計画の適用

この計画は、全文協の中国四国ブロックを構成する鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市（以下、「中四11縣市」という。）において適用する。

##### (2) 計画の運用

この計画は、中四11縣市が定める地域防災計画や災害対応マニュアルとの整合を図りながら運用しなければならない。

##### (3) 支援の体制

グループ1	鳥取県	徳島県	
グループ2	岡山県	岡山市	香川県
グループ3	広島県	広島市	愛媛県
グループ4	島根県	山口県	高知県



災害等発生後、より円滑かつ迅速な支援を実施するために、中国・四国地方の9県による災害支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害等を受けた県市（以下、「被災県市」という。）に対する支援を行う県市（以下、「支援県市」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおり4グループに分け、それぞれ同表の右欄に掲げる県市で構成する。

ただし、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。

### 3 保護とその対象物件

この計画における保護とは、被災した文化財やその保管施設（以下、「被災文化財等」という。）に対して、当面必要な救出や応急処置（以下、「レスキュー活動」という。）を講じることを原則とするが、被災県市が特に必要とする場合には、美術品・博物館資料・図書館資料・公文書等（以下、文化財を含めて「文化財等」という。）とその保管施設も含めることができる。

(1) 「文化財等」とは、次に掲げるものとする。

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める文化財
- イ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）に定める美術品
- ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める博物館資料
- エ 図書館法（昭和25年法律第118号）に定める図書館資料
- オ 公文書館法（昭和62年法律第115号）に定める公文書等

(2) この計画における「文化財等の保管施設」とは、次に掲げる施設とする。

- ア 地方公共団体が所有する文化財等の保管施設
- イ 地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設

### 4 相互支援の原則

(1) 支援の要請

支援の要請は、被災県市が防災部局と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

(2) 支援の内容

被災県市に対する支援の内容は、次のとおりとする。

- ア 被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給
- イ 被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣
- ウ 被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供
- エ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 経費の負担

支援に要する経費は、原則として支援を受けた被災県市の負担とする。

なお、支援に要する経費の公費負担については、被災県市があらかじめその適否を判断したうえで支援の要請を行う。

### 5 災害等発生後の活動

(1) 情報収集

被災県市と支援県市は、次に掲げる情報を収集する。

- ア レスキュー活動に当たる職員の安全確保に係る災害等に関する情報
- イ 適切かつ効率的なレスキュー活動に係る文化財等の被害状況に関する情報

(2) レスキュー活動

被災県市と支援県市は、次に掲げるレスキュー活動を実施する。

- ア 被災文化財等のうち動産的な物件の被災したままの状態からの救出
- イ 文化財等の種類や材質等又は災害の種類に応じた適切な応急処置
- ウ 被災県市が被災した文化財等の一時的な保管場所を必要とするときは、支援県市の利用可能な

施設を提供

(3) その他

被災県市が災害等の被害から文化財等の復旧・復興（以下、「復旧等」という。）をしようとするとき、その計画の立案から復旧等の取組に対して、支援県市は、被災県市の要請に応じて、必要な物的又は人的な支援をする。

6 平常時の活動

(1) 相互支援に役立つ情報の整備と共有

中四 11 県市は、この計画に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、次に掲げる情報を整備し、その共有を図る。

ア 中四 11 県市で共有する情報

(ア) 災害等発生時の連絡先

(イ) 国及び中四 11 県市が指定、選定及び登録（以下、「指定等」という。）している文化財

(ウ) 中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設

イ カウンターパートとの間で共有する情報

(ア) 文化財等のレスキュー活動に必要な資機材

(イ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財

(ウ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

(2) 文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進

中四 11 県市は、文化財等とその保管状況を定期的に点検するとともに、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた予防対策を推進するよう指導及び助言をする。

(3) 想定される災害等に応じた訓練の実施

中四 11 県市は、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた効果的な訓練を実践するよう指導及び助言するほか、必要に応じて、カウンターパートとの合同の訓練を実施する。

(4) 人的ネットワークの構築

中四 11 県市は、各県市が設置する文化財保護審議会のほか、文化財等に関わる専門家や団体等と連携して、官民が一体となって文化財等を保護できる人的ネットワークの構築に努める。

7 計画の改正等

(1) この計画を改めようとするときは、全文協中国四国ブロックの会議（課長部会）において改正する。

(2) この計画の実施に関し必要な事項は、全文協中国四国ブロックの会議（文化財部会）で定める。

8 その他

中四 11 県市は、必要がある場合、この計画の趣旨を尊重しつつ更に有効な計画を作成し、各県市の計画として運用することができる。

【対象物件】

<p>①文化財とは、 …『文化財保護法』に定める文化財</p>	<p>『文化財保護法』(昭和 25 年法律第 214 号) 第 2 条第 1 号 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「<u>有形文化財</u>」という。) 同条第 2 号 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「<u>無形文化財</u>」という。) 同条第 3 号 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「<u>民俗文化財</u>」という。) 同条第 4 号 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁(りょう)、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「<u>記念物</u>」という。) 同条第 5 号 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「<u>文化的景観注 1)</u>」という。) 同条第 6 号 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「<u>伝統的建造物群注 2)</u>」という。) 同条第 2 項(「重要文化財」には、国宝を含む) 同条第 3 項(「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含む)</p>
<p>②美術品とは、 …『展覧会における美術品損害の補償に関する法律』に定める美術品</p>	<p>『展覧会における美術品損害の補償に関する法律』第 2 条第 1 号 美術品 <u>絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産</u>をいう。</p>
<p>③博物館資料とは …『博物館法』に定める博物館資料</p>	<p>『博物館法』(昭和 26 年法律第 285 号) 第 3 条第 1 号 <u>実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料</u>を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。</p>
<p>④図書館資料とは、 …『図書館法』に定める図書館資料</p>	<p>『図書館法』(昭和 25 年法律第 118 号) 第 3 条第 1 号 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「<u>図書館資料</u>」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p>
<p>⑤公文書等とは、 …『公文書館法』に定める公文書等</p>	<p>『公文書館法』(昭和 62 年法律第 115 号) 第 2 条 「<u>公文書等</u>」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。</p>

【情報共有の考え方】

時 機	共有情報 (様式)	関係者で共有		各県市 で保有
		ブロック 全体	カウンタ ーパート間	
非常時	〇〇による文化財等の被害状況 (様式自由)		○	○
平常時	災害等発生時の連絡先 (様式第1号)	○		
	国が指定等している文化財 (様式第2号)	○		
	中四 11 県市が指定等している文化財 (様式第3号)	○		
	中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設 (様式第4号)	○		
	文化財等のレスキュー活動に必要な資機材 (様式第5号)		○	
	中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財 (様式第6号)		○	
	中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設 (様式第7号)		○	
	中四 11 県市における文化財等の専門職員などマンパワー (様式自由)			○
その他、中四 11 県市が必要と考える情報 (様式自由)			○	

注1) 「文化的景観」とは、景観法(平成16年第110号)に規定する「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観」のうち、地方公共団体が、景観計画区域または景観地区内において保存措置を講じているもの。このうち、文化財保護法第134条第1項の規定に基づき文部科学大臣が選定したものが「重要文化的景観」。

注2) 「伝統的建造物群保存地区」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境」を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区。このうち、市町村の申請に基づき文部科学大臣選定した一部または全部が「重要伝統的建造物群保存地」。

＜IV＞近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領

(平成25年3月)

(趣旨)

第1条 この要領は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)第3条第1項第1号及び第5号に規定する応援項目のうち文化財の被災調査の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被応援府県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 被災文化財の被災程度の把握、被災金額の算定及び応急措置

(2) その他文化財の被災調査に必要な事項

(3) 前各号に定める応援に必要な職員の派遣

(応援要請手続等)

第3条 協定第5条第1項の規定により、応援を受けようとする府県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目」(以下「実施細目」という。)第3第1項の「応援要請書」(様式2-1)により、関西広域連合に応援を要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、

後に同要請書を速やかに提出するものとする。

2 被応援府県は、応援内容を実施細目第3第2項の「応援要請内訳書1（職員の派遣）」（様式2-2）により関西広域連合（実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は当該被応援府県を割り当てられた応援府県）に連絡するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に同内訳書を速やかに提出するものとする。

3 関西広域連合は、協定第5条第2項の応援計画の作成において、原則、文化財保護法に基づく重要文化財等及び重要美術品の被害調査については文化庁と調整し、その他条例に基づく府県指定文化財等の調査については当該被応援府県担当者と調整を図ることとし、市町村指定文化財等については、当該被応援市町村担当者及び必要に応じて適切な外部学術団体等と調整の上、調査を依頼するものとする。ただし、実施細目第4第1項ただし書のカウンターパート方式による場合は、当該被応援府県を割り当てられた応援府県が文化庁等と調整するものとする。

（応援部隊の誘導）

第4条 被応援府県は、被災後、関西広域連合等と協議して受入拠点又は受入指定場所を定め、誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

（担当主管課）

第5条 各府県等の担当主管課は別表1に定めるとおりとする。

（事前資料の交換）

第6条 文化財の被災調査の実施に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては毎年見直しを行い、6月末までに事前資料のとりまとめに関する担当府県（別表2）に提出し、各府県相互に交換するものとする。

（1）各府県等担当主管課及び責任者等名簿（別表1）

（2）国・府県・市町村指定文化財等の目録（別紙1）

（3）国・府県・市町村指定文化財等の被害状況調査票（別紙2）

（職員派遣）

第7条 この要領に基づき実施する職員の派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、府県及び関西広域連合で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から適用する。

別表1 （略）

別表2 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）